

- 1 教育公務員にふさわしい服装や言葉づかいに心がけ、常に周りから見られていることを意識して行動する。
- 2 携帯電話・スマホ、タブレットは、許可なく教室に持ち込まない。また、個人のカメラ等で児童を撮影することは禁止する。住所録など個人情報に関する撮影も禁止する。
- 3 携帯電話・スマホで児童や保護者と個人的に連絡を取ったり、メールやSNS でやり取りしたりすることは禁止する。
- 4 USBメモリ等に児童の個人情報を保存して校外へ持ち出してはならない。やむ終えない場合は、管理職の許可を得て所定のUSBメモリを使用する。USBメモリは使用后データを消してすぐに返却し、耐火書庫で保管する。(2週間に1回確認。)
- 5 教職員が児童を自家用車で送迎してはならない。やむ終えない場合は管理職に相談して指示を仰ぐ。
- 6 セクハラ、わいせつ行為に当たらないよう不必要な身体接触はしない。教育相談等で児童と面談する場合は、事前事後に管理職に連絡報告する。複数で対応し、密室では行わない。高学年の場合は児童と同性の職員が同席する。
- 7 体罰を行ったと思う場合は直ちに管理職に報告する。同僚の指導が体罰と思われる場合も同様とする。
- 8 集金等現金を扱う場合は、児童から手渡しで受取り、金額の確認をし、始業前に職員室に持っていく。現金は担当に渡すか、一時耐火書庫で保管し、速やかに処理をする。
- 9 飲酒運転は絶対にしない。また、翌日の勤務を考えて酒気が残らないようにする。
- 10 交通安全を心掛けた、事故や違反があった場合には管理職へ報告する。

【相談窓口】

- ・倉敷市青少年育成センター（ヤングテレフォン）086-426-3741
（学校のこと、家庭のこと、友達のこと、非行不登校、いじめなどの悩みごと相談）
- ・倉敷教育センター 086-454-0400
（学校生活や子育てに関する相談）
- ・倉敷市教育委員会 学事課 086-426-3825
（コンプライアンス・不祥事に関する相談）